

使用前検査対象の構造設備等一覧

構造設備名	根拠条文					使用前検査	自主検査	備考
	病院			入院施設を有する診療所				
	医療法	医療法施行規則	条例	医療法	医療法施行規則			
各科専門の診察室	21①	20(1)	-	-	-	○	○	
手術室	21①	20(2),(3)	-	-	-	○	△(注2)	
処置室	21①	20(4)	-	-	-	○	○	
臨床検査施設 (MRI 使用室含む)	21①	20(5),(6)	-	-	-	○	○(注3)	MRI 装置は使用前検査対象外
エックス線装置	21①	20(7)	-	※	※	○	○(注3)	※放射線に関する構造設備の欄を準用
調剤所	21①, 23	16①(14)	-	23	16①(14)	○	○	
消毒施設	21①	21(1)	4(1)	-	-	○	○(注6)	
給食施設	21①	20(8),(9)	-	-	-	○	○	
洗濯施設	21①	21(1)	4(1)	-	-	○	○	
分べん室	21①	-	-	-	-	○	○	
新生児の入浴施設	21①	-	-	-	-	○	○	
集中治療室	22	21の5(1)	-	-	-	○	△ (注2) (注4)	地域医療支援病院 ・ 特定機能病院 ・ 臨床研究中核病院
	22の2	22の3(1)	-	-	-			
	22の2	22の7(1)	-	-	-			
化学、細菌及び病理の検査施設	22	21の5(1)	-	-	-	○	○	
	22の2	-	-	-	-			
	22の3	-	-	-	-			
病理解剖室	22	21の5(1)	-	-	-	-	-	
	22の2	-	-	-	-			
	22の3	-	-	-	-			
研究室	22	-	-	-	-	-	-	
	22の2	-	-	-	-			
	22の3	-	-	-	-			
講義室	22	-	-	-	-	-	-	
	22の2	-	-	-	-			
	22の3	-	-	-	-			
図書室	22	-	-	-	-	-	-	
	22の2	-	-	-	-			
	22の3	-	-	-	-			
医薬品情報管理室	22	22	-	-	-	-	-	
	22の2	22の4	-	-	-			
救急用又は患者輸送用自動車	22	22	-	-	-	-	-	地域医療支援病院
無菌状態の維持された病室	22の2	22の4	-	-	-	○	△ (注2) (注4)	特定機能病院
検査の正確性を確保するための設備を有する臨床検査施設	22の3	22の8	-	-	-	○	○	臨床研究中核病院
診療の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備	23	16①(1)	-	23	16①(1)	○	○	
放射線に関する構造設備	23	16①(1),第4章	-	23	16①(1),第4章	○	△ (注2) (注3)	

病室	23	16①(2),(2)の 2,(3),(4),(6),(7)	-	23	16①(2),(2)の 2,(3),(4),(6),(7)	○	△ (注2)	
機械換気設備	23	16①(5)	-	23	16①(5)	○	○	
患者の使用する屋内の 直通階段	23	16①(8),(9)	-	23	16①(8),(9)	○	○(注3)	
避難階段	23	16①(10)	-	23	16①(10)	○	○	
患者が使用する廊下	23	16①(11)	-	23	16①(11)	○	○(注3)	
消毒設備(感染症病室 及び結核病室)	23	16①(12)	-	23	16①(12)	○	○	
歯科技工室	23	16①(13)	-	23	16①(13)	○	○	
防火上必要な設備	23	16①(15)	-	23	16①(15)	○	○	火気を使用する場所 が対象
消火用の機械又は器具	23	16①(16)	-	23	16①(16)	○	○	

(療養病床を有する病院・診療所)

構造設備名	根拠条文					使用前 検査	自主検査	備考
	病院			入院施設を有する診療所				
	医療法	医療法施行規則	条例	医療法	医療法施行規則			
機能訓練室	21①	20(11)	-	21②	21の3	○	○	
談話室	21①	20(2)	4(2)	21②	21の4	○	○	
食堂	21①	20(3)	4(3)	21②	21の4	○	○	
浴室	21①	20(4)	4(4)	21②	21の4	○	○	

(入所施設を有する助産所)

構造設備名	根拠条文			使用前検査	自主検査	備考
	助産所					
	医療法	医療法施行規則	条例			
入所室	23	17①(1),(2)	-	○	△ (注2)	
入所する母子が使用する 屋内の直通階段	23	17①(3)	-	○	○	
避難階段	23	17①(4)	-	○	○	
分べん室	23	17①(5)	-	○	○	
防火上必要な設備	23	17①(6)	-	○	○	
消火用の機械又は器具	23	17①(7)	-	○	○	

(根拠条文欄の「条例」は、「岡山市病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例」(平成28年岡山市条例第14号)である。)

(注1) 根拠条文欄中、アラビア数字は条を、○囲み数字は項を、() 囲み数字は号を示す。

(注2) 自主検査欄中、△印の付されたものについては、構造設備の変更を伴わない場合(エックス線診療室及び診療用放射線使用室等に変更がなく、装置等のみの変更である場合を含む)に限り、自主検査が選択可能となる。

(注3) エックス線装置については、自主検査の対象であるが、これを使用する室であるエックス線診療室については、放射線に関する構造設備として扱われる。核磁気共鳴断層撮影装置(MRI装置)については、使用前検査対象外であるが、これを使用する室については、臨床検査使用室の構造設備として扱われる。

(注4) 地域医療支援病院、特定機能病院又は臨床研究中核病院における集中治療室及び特定機能病院における無菌状態の維持された病室については、病室として用いられることから、病院としての検査対象に該当する。

(注5) 9人以下の患者を入院させるための施設を有する診療所(療養病床を有する診療所を除く。)には適用しない。